

PTA 保険のご案内

日頃より PTA 活動へのご理解とご協力、ありがとうございます。

今年度、PTA 保険として、以下の保険に加入いたしましたのでご案内いたします。

《PTA 団体傷害保険》

PTA が企画・立案し主催する行事、または共催行事参加中にケガを被った場合、適用されます。

補償の対象となる方は、PTA に加入している児童、その保護者、及び教師です。（但し、児童について、独立行政法人日本スポーツ振興センター法の定めるところの給付対象となるケガは、補償の対象となりません。）

《PTA 賠償責任保険》

PTA 管理下における偶発の事故により、PTA 自体が被る賠償責任、及び PTA 管理下の児童の法定の監督義務者が被る賠償責任損害をてん補します。PTA 以外の第三者（PTA 会員を含む）に身体の障害、または財物の滅失・き損・もしくは汚損を与えた場合や、借用物を損壊・紛失もしくは盗取された場合、適用されます。

PTA 行事中にケガや賠償責任等が発生した場合は、すみやかに下記までご連絡ください。
事故後の補償の有無・補償額等の問い合わせについては、保険会社が対応いたします。

事故発生時の連絡先 : kodairadaiku@ptatokyo.com（担当：副会長 山口）
件名『PTA 保険について』とご記入ください。

損害補償保険適用例

パトロール中や登校見守り中に事故にあった。



PTA 総会へ向かう途中に捻挫した。



運動会の PTA 競技で怪我をした。



青少対祭りで怪我をした。



責任賠償保険適用例

PTA 活動中、学校から借りたものを壊してしまった。



PTA 活動中に来賓に怪我をさせた。



PTA 活動中に他人の財物を壊した。

